

さんだゼロカーボンシティロゴマーク使用取扱要領



令和5年9月1日施行

1 趣旨

この要領は、さんだゼロカーボンシティロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマークの仕様

(1) この要領に定めるロゴマークは、下表のとおりとする。

① ノーマルタイプ	② ふちどりタイプ
	

3 ロゴマークの使用制限

ロゴマークは、さんだゼロカーボンシティの推進に活用する場合に使用することができるものとする。ただし、次の(1)～(5)に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 法令や公序良俗に反する場合
- (2) 不当な利益を得るために使用しようとする場合
- (3) その他トラブルが発生するおそれがある場合
- (4) ロゴマークの縦横比の加工や色の変更、修正等をする場合
- (5) その他ロゴマークを使用することが適当でないと認められる場合

4 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

5 使用申請

- (1) ロゴマークを使用するときは、市長に対し申請するものとする。
- (2) 上記(1)の申請にあたり使用する申請書には、申請者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、使用期間、使用目的を記載するものとし、法人又は団体で使用する場

合は、加えて法人名又は団体名、代表者名、代表者役職名を記載するものとする。

(3) 上記(2)の申請書は、電子媒体によることを可とする。

6 使用許可、不許可

市長は、上記5の使用申請を受理したときは、許可又は不許可の旨をそれぞれ申請者へ通知するものとする。

7 不当な表示等の回避

ロゴマークの使用にあたっては、上記3に掲げる使用制限を遵守するとともに、市民等に不快感や誤解を与えるような表示又は表現は、避けなければならない。

8 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）に帰するものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

9 使用の中止等

市長は、ロゴマークの使用に関し、上記3(1)～(5)のいずれかに該当する場合、又は定められた使用方法によって使用していないと認められる場合は、その使用を差し止め、若しくは中止させることができる。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責を負わない。

10 使用状況等の調査

市長は、ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合は、使用者に対し、その使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

11 使用に関する権利

ロゴマークの使用に関する一切の権利は、三田市に帰属する。

12 管理

ロゴマークの管理は、市ゼロカーボンシティ推進担当課において行う。

13 その他

この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。